

# 平成 30 年 文化財防火運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

## 1 趣旨

この運動は、市民共有の財産である文化財を火災、震災その他の災害から守るため、「第 64 回文化財防火デー」（平成 30 年 1 月 26 日（金））を中心として展開し、もって文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財関係者」という。）及び市民の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

## 2 防火標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」（平成 29 年度全国統一防火標語）

「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」（甲賀市・湖南市統一防火標語）

## 3 実施期間

平成 30 年 1 月 23 日（火）から 1 月 29 日（月）までの 7 日間

## 4 実施方針

- (1) 市民の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火・防災訓練等の行事を実施するとともに、各種広報活動を行い、本防火運動の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 文化財関係者に対し、平素の防災体制の整備及び強化に加え、市民共有の貴重な財産であることの再認識を促すとともに、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 文化財周辺の地域住民に対し、文化財関係者との連携体制の構築及び強化のため、防火・防災意識の啓発に努めるものとする。

## 5 実施事項

### (1) 広報活動

- ア 消防車両による巡回防火広報の実施
- イ 各種メディア（ケーブルテレビ文字放送、音声放送等）による防火広報
- ウ 甲賀広域行政組合ホームページへの関連記事の掲載
- エ 市内図書館及び小中学校における啓発ポスターの掲示
- オ 甲賀市、湖南市が発行する広報誌への関連記事の掲載
- カ 各報道機関への本防火運動関連事業に対する取材要請

- (2) 火災予防上必要と認める文化財建造物等に対する特別査察の実施
- (3) 文化財関係者、地域住民等が参加する防火・防災訓練の実施
- (4) その他、本防火運動の実施方針に基づく事業